

2015年3月9日

核不拡散条約（NPT）第6条

新アジェンダ連合（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ）を代表し、ニュージーランドが提出した作業文書

NPT 第6条

各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

要約

1. 2010年NPT再検討会議の最終文書は、「核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことが必要である」と強調した。
2. 新アジェンダ連合（NAC）参加国は、NPT第6条が求めるところの核軍縮に係る「効果的な措置」の細部を詳らかにし、過去の再検討会議や国連総会などが行ってきた緊急の要請に注意を払うべき時が来たと確信している。加盟国は、今こそ核兵器のない世界のための法的枠組みに関する真剣な議論を開始し、必要とされる準備作業を前進させなければならない。第6条を前に進めることにより、条約の信頼性は強化され、核軍縮と核不拡散のそれぞれの履行における不平等性も解消される。また、第6条の求める「効果的な措置」は、条約の既存の禁止事項に規範的な支えを付与するものとなる。
3. 本作業文書は、2015年再検討会議において、この問題に関する有意義な意見交換や政策決定を促進することを狙い、「効果的な措置」を前進させる法的アプローチに関して説明を試みたものである。

NACは、

- （a）主要委員会Iの補助委員会において、「効果的な措置」を前進させる法的アプローチを模索することに専念するセッションを設けることを期待する。
- （b）あらゆる軍縮に関する協議の場や国連総会において、適切なフォローアップとともに、「効果的な措置」を前進させるという決定を行うことを求める。

核兵器のない世界の達成と維持のために提案されてきたさまざまな選択肢

4. NAC は、2015 年再検討会議に向けた 2014 年準備委員会において提出された作業文書の中で、核兵器のない世界の達成と維持のために提案されてきた一連の選択肢を概観した (NPT/CONF. 2015/PC. III/WP18. 29 節を参照のこと)。そこでは、以下の 4 つの選択肢について述べられている。

(a) **包括的な核兵器禁止条約 (NWC)** とは、時間枠を区切った、不可逆的で、検証可能な核軍縮のために、一般的義務、禁止事項、効果的な基盤について明示したものである。

(b) **(簡潔な) 核兵器禁止条約 (NWBT)** とは、核兵器のない世界を追求し、達成し、維持するために必要とされる主たる禁止事項を確立するものとなる。この種の条約においては、効果的で、時間枠を区切った、不可逆的で検証可能な核軍縮について、それを履行し、管理してゆくために必要とされる実質的な取決めを追加的に定めることも可能であるが、その限りではない。

(c) **相互に支え合う複数の法的文書で構成される枠組み合意**は、核兵器のない世界の達成と維持を目的とする。これら複数の法的文書は、一つの法的な枠組みの中で、時間枠を区切った、不可逆的で検証可能な核軍縮に向けた主たる禁止、義務、取決めを確立するために、相互に関連した形で機能するものである。

(d) **混合型協定**は上記の選択肢のすべて、あるいはいくつかの要素、ないし新たな要素を含むものとなる。

5. 2014 年準備委員会に続き、国連総会においては、圧倒的多数の賛成をもって決議 69/37 が採択された。同決議は、NPT 加盟国に対し、「第 6 条が描き、要求している効果的な措置を細部にわたって検討するための諸オプションを、2015 年再検討会議において探求すること」(第 15 節参照)を要請した。

6. NAC は、前述の作業文書 (第 4 節参照) が概観する選択肢のうち、いずれかを追求していくことが第 6 条の履行を前進させるものであると引き続き確信している。これらの選択肢のいずれもが等しく、NPT の目標と目的に完全に合致すると思われる。核軍縮のための効果的な措置を追求する義務は、条約のすべての加盟国に等しく適用されるものである。これらの問題に関する核兵器国の見解や意見は極めて歓迎されるが、仮に核兵器国が関与しないことを選択したとしても、作業文書に描かれた選択肢について議論を重ね、前進を図ることに対してはいかなる法的な障害も存在しない。それぞれの条約や条約の枠組みがいかに広範に、あるいは狭い範囲で起草されようと、これらの選択肢はいずれも規範的影響を持ちうる。これらのいずれも、条約の既存の禁止事項に、追加的な規範的支えを付与するものである。

7. NAC は、条約加盟の非核兵器国にとって、いかなる新規の法的文書も、そこで定められる主たる義務は、条約第 2 条に基づく既存の義務を効果的に繰り返すものになると認識し

ている。繰り返すというのは、この義務を損なわせるのではなく、反対に強化させることに繋がる（一例として、一連の人権条約体制の中で、生存権を繰り返すことがその権利を強化し、損なわせてきたわけではないことが挙げられる）。軍縮の文脈における類似の例としては、1925年ジュネーブ議定書における化学兵器ないし生物兵器使用に対する禁止条項が、化学兵器禁止条約ならびに生物兵器禁止条約の規範的な基盤を成している（そして今日まで有効であり続けている）ことが挙げられる。

法的な面で異なる2つのアプローチからの選択

8. NACは、前述の作業文書で概観した核兵器のない世界を達成、維持するための4つの選択肢について、国際法の観点からを含めて、さらなる分析を行った。この分析の結果、条約第6条の履行にあたって、加盟国には、事実上、2つの法的に異なるアプローチが選択肢として示されていることがわかった。2つのアプローチのいずれかを選ぶ決定にあたっては、加盟国は、政治的側面と技術的側面の両方から、第6条の目的であるところの核軍縮の達成のための「効果的な措置」としてのそれぞれのアプローチのメリット、デメリットを評価しなければならない。

9. 第一のアプローチには、包括的な核兵器禁止条約、あるいは（簡潔型の）禁止条約かいずれか（上述の第4節で述べた第一、第二の選択肢）として、単独型の協定に関する交渉が含まれる。これらの2つの条約の相違点はその構造にあるのではない。この2つは、実際のところ、同じ法的な範疇に位置づけられるものである。しかし、それぞれの条約のカバーする範囲や細かさのレベルにおいて異なっている。このアプローチに基づく交渉を開始する際には、加盟国は、より広範でより詳細な包括的禁止条約を一方に、簡潔型禁止条約をその反対側に置いて、どちらかに決定することが求められる。後者においては、核兵器のない世界の達成と維持のために必要とされる法的・技術的な取決めについてある程度規定することもできるが、その必要はないことを認識しておきたい。

10. 第二のアプローチは、相互に支え合う複数の法的文書で構成される枠組み合意（前述の第4節で述べた三番目の選択肢）である。これは、単独型の合意の中で一連の義務を規定することを目指した包括的禁止条約／（簡潔型）禁止条約のアプローチと構造的には異なるものである。このアプローチでは、まず先んじて交渉され、条約体制全体の目的を形成し、加盟国間の広範な誓約を確立し、その後続く交渉を管理するシステムの大枠を定める「上位」あるいは「第一」合意に従って義務事項が確立されてゆく。これらの「後続」交渉においては、条約体制全体の個別の要素に関して、より詳細な規則が交渉されてゆく（一連の個別条約議定書を通じての交渉が行われることが多い）。加盟国は、それらの交渉の中で、「上位」合意ならびに「後続」議定書で取り扱う範囲をどこまで広く定めるかや、議定書の交渉を進めていくプロセスについて決定していかなければならない。

今後の焦点

11. NAC は、第 6 条を履行と核兵器廃絶、ならびに事故、計算違い、あるいは意図したものであるかにかかわらず、核兵器の爆発がもたらす壊滅的な影響から次世代を守るための実質的な行動に対し、すべての加盟国が政治的誓約を繰り返し表明してからあまりに長い時間が経ったと考える。NAC は、核軍縮に関する「効果的な措置」を追求し、その細部を明らかにすることをすべての加盟国に求める条約の条項について、真剣な議論を開始することを求める。本作業文書が示すように、NAC は第 6 条の「効果的な措置」を前進させる作業が、2 つの法的アプローチの間の選択を可能にすることに焦点を絞るべきであると確信する。2 つの法的アプローチとは、すなわち単独型の包括的条約／（簡潔型）禁止要約と、相互に支え合う複数の法的文書による枠組み合意のことである。

勧告

12. NAC は、2015 年再検討会議において、第 6 条の求めるところの「効果的な措置」に関する実質的な議論が行われることに期待する。これをめざし、NAC は以下を勧告する。

- (a) 主要委員会 I の補助委員会において、「効果的な措置」を前進させうる法的アプローチを模索することに専念するセッションを設けることを期待する。
- (b) あらゆる軍縮に関する協議の場や国連総会において、適切なフォローアップとともに、「効果的な措置」を前進させるという決定を行うことを求める。

(暫定訳：長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA))